

奈良県道路公社公告第1号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき、平成30年3月30日付け国近整道政第323号及び国近整道政第324号により許可を受けた第二阪奈有料道路の料金の徴収期間の変更について次のとおり公告する。

平成30年6月1日

奈良県道路公社理事長 浪越 照雄

1 第二阪奈有料道路

（1）路線名

一般国道308号

（2）料金の徴収期間

平成9年4月23日から平成31年3月31日まで